

平成 18 年 6 月定例会市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

はじめに

先週末、中心市街地の西町・総曲輪通り商店街で、店舗及び店舗併用住宅 11 棟が全半焼するなどの大きな火災が発生しました。

被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。幸いにも、地区住民や店舗の従業員などの方々には大きなケガもなく無事であったことが救いであります。

本市といたしましては、重要課題の一つとして、中心市街地の活性化に取り組んでいるところであり、今後、被災地が一日も早く復興するよう支援してまいりたいと考えております。

さて、いよいよサッカーのワールドカップ・ドイツ大会が明日から開幕されます。日本代表チームに、富山県出身で、中学、高校時代には富山市内のサッカーチームに所属していた柳沢選手が選ばれ、活躍が期待されるところであります。

また、日本は 1 次リーグで、初戦のオーストラリアに続き、前回の大会で富山市をキャンプ地としたクロアチア、前回優勝のブラジルとの対戦が予定されております。

日増しに関心が高まっておりますが、柳沢選手のゴール、そして、日本チームが 1 次リーグを突破して、市民には大きな感動を、子どもたちには大きな夢を、与えてほしいものと期待するものであります。

最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

最近の我が国経済は、企業収益は改善し、設備投資は増加しております。個人消費は、緩やかに増加しており、雇用情勢は、厳しさ

が残るものの、改善に広がりが見られ、景気は回復しております。

また、県内経済においても、生産活動が緩やかに増加しており、雇用情勢の着実な改善を背景に、個人消費は全体として持ち直しの動きとなっており、県内景気は緩やかに回復しております。

本市においては、景気回復を確実なものとするため、公共事業などの早期発注に努めるとともに、産業の発展を支える多様な担い手の育成や企業誘致の促進など、地域経済の活性化に努めているところであります。

当面の諸課題について

次に、当面の市政の諸課題について申し上げます。

まず、地方分権の推進と地方財政改革について申し上げます。

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担を明確にし、国から地方へ大幅な権限と財源を移譲することにより、地方自治体の自主性、自立性の確保が不可欠であります。

平成 18 年度までの三位一体改革では、3 兆円の税源移譲がなされたものの、国庫補助負担金改革には単なる国庫負担率の引き下げによるものがあるなど、必ずしも地方の自由度が高まったとは言えないものであります。

全国市長会など地方六団体は、三位一体の改革の更なる推進のため、平成 19 年度以降における「第 2 期改革」の推進や「国と地方の協議の場」の制度化などを求めてまいりました。

一方、国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」に向けて、「歳出・歳入一体改革」として、国・地方を通じた財政健全化、地方財政制度の改革について検討されております。その中で、地方歳出の削減や地方交付税の削減そのものが目的であるかのような偏った意見が主張されております。

このため、先月末、地方六団体は、「地方自治危機突破総決起大会」を開き、行財政運営の基盤となる地方税財源の充実強化、地方交付税の財源保障、財源調整機能の堅持と総額の確保などについて、国

に対し、その実現を強力に求めたところであります。

今後とも、真の地方分権改革となるよう、あらゆる機会を通して地方の意見を強く主張してまいりたいと考えております。

次に、公共交通の活性化について申し上げます。

「公共交通を活かしたコンパクトなまちづくり」のリーディングプロジェクトとして取り組んできました富山港線の路面電車化事業が完了し、去る4月29日「富山ライトレール・富山港線」が営業を始めました。開業以来1ヶ月余り経過しましたが、予想を上回る利用者数となっており、大変喜ばしく思っております。

これまで、国、県、JR西日本のみならず多くの市民の皆様や企業からご支援を賜り、深く感謝申し上げます。今後とも、ポータルが未永く愛され、親しまれ、利用されることを願っております。

また、今後のプロジェクトとして計画しております市内電車の環状線化については、都心地区全体の回遊性と魅力向上の観点や、将来の南北路面電車連結後のネットワーク形成などから、新たな交通サービスを創出できるものと判断し、事業の着手に向けて詳細に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、らいちょうバレースキー場をめぐる富山県との協議について申し上げます。

県営スキー場の市への移管には、地元関係者の理解と協力が不可欠であり、関係地権者から、地代を引き下げること、植林条項は引き継がないこと、借地契約は、10年目以降、当然に更新されるものではないことなどについて、合意を得られることが必要であると考えております。

現在、県において、地元の合意を得るため、鋭意取り組んでおられますので、その状況を見守っているところであります。

このほかにも、新富山市が誕生して2年目に入り、課題が山積しておりますが、市政の運営にあたりましては、経済の動向や国の行

財政運営に留意しながら、適時、的確な対応を行い、市勢の発展と市民生活の安定・向上を図ることを最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

提出案件について

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

はじめに、予算案件については、一般会計において、3月中旬に降雨と融雪により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧に要する経費の補正を行うものであり、財源として、県支出金、地方債などを充てております。

また、債務負担行為の補正については、本年9月から指定管理者制度を導入する婦中知的障害者通所更生センターの管理運営費について、来年度から22年度までの期間の限度額を設定するものであります。

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、条例案件については、「富山高岡広域都市計画事業富山駅周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例」を制定するものなど8件であります。

契約案件については、新産業支援施設新築主体工事の請負契約を締結するものなど9件であります。

その他案件については、指定管理者制度を導入する婦中知的障害者通所更生センターの指定管理者を指定するものであります。

報告案件については、専決処分の報告4件のほか、平成17年度の予算を翌年度に繰越使用することについての報告8件、株式会社富山市民プラザなどの市出資法人について、経営状況を報告するもの21件であります。

平成 17 年度決算見込みについて

なお、この機会に平成 17 年度の決算見込みについてご報告申し上げます。

各会計の決算については、現在調整中ではありますが、一般会計の決算では、実質収支で約 32 億円の黒字となる見込みであります。

次に、特別会計におきましては、繰上充用の措置をとりました老人保健医療事業特別会計のほかは、若干の剰余金が生じる見込みであります。

さらに、企業会計におきましては、収益的収支では、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業においては、利益が生じる見込みではありますが、病院事業及び国民宿舎事業会計では、損失が生じる見込みであります。

また、資本的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業においては、資金不足が見込まれますが、この資金不足につきましては、内部留保資金などで補填することとしております。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

なにとぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。